

ほけんだより

2020.6.9
関中学校
保健室 No.4



学校が本格的に再開されてから、一週間以上がたちました。学校生活に体は慣れてきましたか？久しぶりの学校生活で少し疲れがたまってる人もいます。夜更かしせずに、睡眠時間をとって、しっかり体を休めましょう。これから、暑い日が続きます。水分をしっかりとり、熱中症にも気をつけましょう！

保健室を利用する時のルール

学校が再開して、保健室に来室する人が増えてきました。
保健室のルールを確認してください！

- * できるだけ休憩時間に利用するようにしましょう。(緊急な場合は除きます。)
- * 授業は大切な時間です。授業が受けられそうか、そうでないかをよく考え利用しましょう。
- * 授業にかかる利用は、自分で次の授業の先生に許可を得て、保健室利用カードを記入してから来室しましょう。
- * 保健室で休養する時間は原則1日1時間とします。

保健室では・・・

- ★ 静かに利用してください。大声で話したり、ふざけたりしないようにしましょう。体調不良の人が休んでいる時は、用がない人や緊急以外の人利用は控えてください。
- ★ 保健室内の冷蔵庫や戸棚を勝手に開けないようにしましょう。
- ★ 内服薬(飲み薬)は保健室から渡せません。必要になる可能性がある人は必ず自分のお薬を持参してください。(目薬も含む)
- ★ 保健室のホットパック・膝掛けには数に限りがあります。体調やその日の気候に合わせて、各自防寒対策をしましょう。
- ★ 忘れ物の貸し出し(体操服・制服忘れ等)はしていません。
- ★ 保健室内でルールを守れない行動が見られた場合は、退室してもらいます。

けがをした場合はあくまでも「応急処置」の範囲にとどまりますので
帰宅後は必要に応じて専門医を受診し指示を仰ぐようにしてください。

保健室からのお知らせ

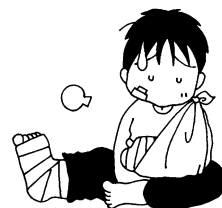


消毒薬でアレルギーがある人、
気分が悪くなったことがある人
は、学校までお知らせください。



独立行政法人 日本スポーツ振興センターについて

センターの災害共済給付制度は、国、学校の設置者及び保護者の三者が負担する互助共済制度です。学校管理下で発生した事故による負傷、給食による中毒その他の疾病（ガス中毒、溺水、日射病、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの）の医療費、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの障害見舞金が保護者に支払われる制度です。



【給付をうけられるのは?】

授業中・休み時間・部活動中・登下校中・学校行事など学校管理下のケガや疾病（熱中症、漆等による皮膚炎、食中毒など）で医療機関を受診したとき、総医療費が5000円以上（本人負担額が健康保険を使って1500円以上）ないと手続きできません。

【手続きは?】

学校から給付手続きに関する用紙をお渡しします。（医療等の状況など）受診した医療機関で記入してもらって、学校へ提出してください。1ヶ月に1枚必要です。月をまたぐ場合は必要分お渡しします。学校管理下でケガなどをした場合、用紙が必要になった場合は連絡ください。

【給付金は?】

治療にかかった医療費の4割が支給されます。事務手続き上、けがをした月より遅れますので、医療機関での支払いは、ご家庭で一時立て替えをお願いします。給付を受ける権利は、初診から10年間、医療費の給付が行われます。しかし、給付事由が生じた日から2年間行わない時は、時効によって消滅します。2・3年生については昨年度からの継続となります。1年生については4月に同意書を頂きました。掛金（年額）は5月に引き落とされた副教材費からいただきました。

注意

- 学校管理下のケガの場合は、スポーツ振興センターを利用し、本人負担額が1500円（500点）に満たない場合は、亀山市の子ども医療費助成制度を利用してください。
- スポーツ振興センターと亀山市の子ども医療費助成制度は、二重に請求することはできません。
- 病院の受付で「学校でのケガです」と伝えてください。

災害給付金は、亀山市より口座振込で支払われます。そのため、申請する際には、受取口座の書類と振込先の通帳コピーが必要になります。受診された際に申請用紙と一緒にお渡しします。

学校の管理下でけがをして、受診した方は申請に必要な書類をお渡ししますので、学校まで連絡ください。

TEL 96-0115